

禁止行為細則

規程第 4-3 号

(目的)

第 1 条 本細則は、学則第 46 条に基づき、社会構想大学院大学（以下「本学」という）の禁止行為について定めるものである。

(禁止行為)

第 2 条 本学の学生（科目等履修生、聴講生を含む）は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 大学の他の学生や教職員を誹謗中傷する行為又は名誉毀損行為等、損害を与える行為
- (2) 本学の施設内における政治、宗教の勧誘行為
- (3) 本学の施設内における選挙に関する依頼・勧誘行為
- (4) 本学の施設内における営利を目的とした他の学生や教職員への勧誘行為
- (5) 学生証を不正に利用する行為
- (6) 本学の他の学生や教職員の個人データを収集・蓄積または漏洩したりする行為
- (7) 本学の許可を得ずにポスターを学内に掲示したりビラ等を配布する行為
- (8) 本学の許可を得ずに教室他施設を使用する行為
- (9) 本学の施設内において喫煙する行為
- (10) 講義内容について録画・録音・撮影をする行為
- (11) 本学の許可無く講義内容の記録や配布資料等を第三者へ公開する行為
- (12) その他本学の運営に支障を及ぼすなど本学が不適切又は不都合と判断した行為

2 本細則にしたがわない場合は、学則第 46 条の罰則規定を適用する。

(改廃)

第 3 条 この規程の定めのないこと、または規程の改廃は各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. 本規程を、学則の不随から外し、独立した規程として制定する。
2. 本規程は2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則（2022（令和4）年2月4日改定）

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。